

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所及び川内原子力発電所 設置変更許可申請（標準応答スペクトル<sup>1</sup>の規制への取り入れ）※特定重大事故等対処施設に係る審査のため非公開

2. 日 時：令和5年8月29日 15時20分～15時50分

3. 場 所：原子力規制庁 庁内会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、他5名

九州電力株式会社：

担当者19名

5. 要 旨

（1）九州電力株式会社から、玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請について、提出資料に基づき説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

（3）九州電力株式会社から、（2）について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

（1）玄海原子力発電所3号機及び4号機 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理（機密情報記載箇所抜粋）（GSs-2-1（参考））（非公開）

（2）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性について（原子力事業者の技術的能力）＜補足説明資料＞（GSs-3-0（参考））（非公開）

（3）川内原子力発電所1号機及び2号機 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理（機密情報記載箇所抜粋）（SSs-2-0（参考））（非公開）

---

<sup>1</sup> 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

(4) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について(原子力事業者の技術的能力) <補足説明資料> (SSs-3-0 (参考)) (非公開)

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成29年4月26日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」の趣旨を踏まえ、非公開とします。

以上